

# 第5章 環境と経済の好循環

## 第1節 環境保全型産業の育成

### 1 環境に配慮した事業者の育成、拡大

#### 環境保全資金融資制度

県では、中小企業者等が、工場などから出るばい煙や汚水などの処理施設等の公害防止施設を設置したり、環境保全施設を整備する場合又は公害を防止するために工場などを移転する場合に、これに対して低利で資金の融資を行うため、昭和45年度に資金預託方式による「愛媛県中小企業公害防止資金貸付制度」を創設した。昭和47年度から利子補給方式に改め、平成11年度には、地球温暖化や資源のリサイクル等の新たな環境問題に対応するため、「愛媛県環境保全資金融資制度」と改称し、表2-5-1のとおり融資を行ってきた。

これまでに、償還期間の延長や、貸付限度額を2,000万円から5,000万円に拡大するなどの改正を行うとともに、平成14年度には土壌・地下水浄化対策、工場等の緑化を、平成15年度には企業者のISO14001取得を融資対象に追加し、平成18年度には、アスベストに関する調査・除去等も融資対象であることを明文化するなど、県内中小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図っている（表2-5-2参照）。

なお、平成21年度には、中小企業者が返済方法を個別事情により選択できるよう返済方法を改正した。

また、平成22、23年度は、温暖化対策施設の整備、地域環境整備支援、廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進の事業については、グリーンニューディール基金を活用し無利子とした。

表2-5-1 融資実績

年度	県費 預託額	融資枠	貸付承認額 (千円)																	
			大気		水質		騒音		悪臭		産廃		環境保全		移転		ISO取得		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5	150,000	500,000			1	20,000												1	20,000	
6	150,000	500,000	1	20,000	1	20,000						1	20,000					3	60,000	
7	60,000	200,000																		
8	60,000	200,000																		
9	60,000	200,000																		
10	60,000	200,000																		
11	60,000	200,000			1	20,000				1	20,000							2	40,000	
12	60,000	200,000			1	5,000				1	20,000							2	25,000	
13	75,000	250,000																		
14	75,000	250,000								3	120,000							3	120,000	
15	75,000	250,000								2	59,500						1	3,000	3	62,500
16	75,000	250,000										1	5,000					1	5,000	
17	75,000	250,000			1	25,000						1	50,000					2	75,000	
18	75,000	250,000								1	24,000	1	50,000					2	74,000	
19	75,000	250,000								2	31,000	1	1,460					3	32,460	
20	75,000	250,000																		
21	75,000	250,000										1	4,000					1	4,000	
22	75,000	250,000								1	50,000	4	57,000					5	107,000	
23	75,000	250,000																		
24	75,000	250,000																		

表2-5-2 環境保全資金融資制度の概要（平成24年度）

区 分	内 容
融 資 対 象 事 業 者	中小企業者又は中小企業団体 (愛媛県内に工場又は事業場を有するもので、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいるもの)
融 資 の 条 件	融資限度額 5,000万円以内 融資期間 10年以内(措置期間1年以内を含む。) 返済方法 原則として分割返済 融資利率 年1.70%
融 資 の 対 象	1 公害防止施設等 ばい煙処理施設、汚水処理施設、騒音振動防止施設 産業廃棄物処理施設、土壌・地下水・アスベスト浄化対策 等
	2 環境保全施設等 フロン等回収・処理施設、資源リサイクル施設、 省資源・省エネルギー施設、低公害車、雨水貯留施設 温暖化対策施設、緑化 等
	3 公害を防止するための工場又は事業場の移転
	4 I S O14001の認証取得

## 2 環境産業の創出と育成

### (1) 環境関連ビジネスの創出、起業化支援

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、電気自動車（EV）や太陽光発電に代表される「低炭素社会実現に向けたエネルギー技術」など、環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供、研究開発への支援等を積極的に展開し、環境関連産業の振興を図った。

具体的には平成21年9月10日に、環境付加価値を積極的にビジネスに取り入れる取組を活発化させ、もって本県経済の活性化を図ることを目的とした「えひめ先進環境ビジネス研究会（平成25年3月31日時点の会員数 163名（140団体・23個人）」を設立し、セミナーによる環境関連ビジネスの情報提供及び、環境関連ビジネスに取り組もうとする企業等をプロジェクトチームに認定し、その活動を支援した。

#### ① セミナーによる情報提供

延べ2回。約130名が参加。

開催日	テーマ	参加者数
平成24年6月1日	・環境ビジネスを取り巻く最新情勢について ・再生可能エネルギーの固定買取制度等について ・再生可能エネルギー法施行で環境ビジネスはどう変わるか	約50名
平成24年10月16日	・地球温暖化対策に係る政府の動きとカーボン・オフセットについて ・オフセットクレジット（J-VER）を取り巻く企業の動きとこれからの展望について ・J-VERを活用した森林保全と地域振興 等	約80名

#### ② プロジェクトチームの活動成果（平成25年3月31日時点）

名称	取り組み概要	主な活動成果
地域型低炭素化推進スキーム・関連ビジネス研	内子町をフィールドとして、地域ぐるみの低炭素化の取り組み（バイオマスエネルギー利用による国内クレジット制度活用、森	帝人(株)松山事業所に設置されている企業宣伝用看板の消費電力などに係るCO2

究プロジェクト	林整備等によるJ-VER制度活用、オフセットクレジットの商品化)を推進した	排出量を県内で創出されたCO2排出権とオフセット(相殺)した
カーボンオフセット商品開発第1プロジェクト	地元企業の環境配慮型の新商品(間伐材が利用されているカート缶+カーボンオフセット)の商品開発の成果を成功事例として活用することにより、県内におけるカーボンオフセット商品の普及・啓発ができた	カーボンオフセット商品「酢ツキ」発売
カーボンオフセット商品開発第2プロジェクト	地元企業の環境配慮型新商品(従来商品より軽量なプロ野球5球団のオフィシャルティッシュボックス)を活用して、カーボンオフセット商品の普及・啓発ができた	カーボンオフセット商品「プロ野球5球団のオフィシャルティッシュボックス」発売
海のEVプロジェクト	愛媛県発の漁船電動化コンバート技術を核として、国内初の沿岸漁業用電気船の事業化により、漁業経営改善(コスト削減)及び環境保全(CO2削減)の同時実現を目指した	小型電動船外機船による省エネルギー化実証試験実施
県内産オフセットクレジット(J-VER)活用検討プロジェクト	愛媛の豊かな森林資源を守るための新たな手法であるオフセットクレジット(J-VER)制度の県内での活用促進を図るとともに、生み出されたクレジットを有効に活用するため、買い手となる企業等に売り込むために価格の設定や、他県産のクレジットとの差別化などの検討を行った。	久万広域森林組合が創出する県内初の森林吸収クレジットを(株)愛媛銀行が購入し、これを活用した商品(えひめの森林(もり)定期預金)を販売
東温市国内クレジット活用プロジェクト	「とうおん太陽の恵みスマイルプロジェクト」として、家庭での太陽光発電設備の設置によるCO2の排出量の削減実績を、国内クレジット制度を活用して「排出枠」として集約し、地元企業が排出枠を購入することによって、クレジットを活用した地産地消型モデルの可能性を探った	具体的な活用方法やPR手法等について検討し、地元企業製品やイベントでのクレジット利用が実現
カーボンフットプリント制度を活用した地場産品商品化プロジェクト	省CO2型農産品(菌床しいたけ等)のCO2排出量の算定・認証・表示に向けた取り組みを支援し、県内生産物の環境配慮型製品のCO2排出量の見える化を図った	県内農産物で初めてカーボンフットプリント表示を行った県産菌床しいたけ「愛ひめ」販売
西条地域再生エネルギー研究会	西条地域の利を活かした再生可能エネルギー供給基地の整備に向けた専門知識の習得や構想実現に向けての意見・情報交換を行った	構想の実現に係る課題整理や具体的な整備方法等について検討

## (2) オフセット・クレジット(J-VER)制度への取組支援

県では、地球温暖化対策の一である環境省のオフセット・クレジット(J-VER)制度に基づいた間伐による森林の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)吸収プロジェクトに取り組む森林組合等を支援するため、平成22年度から「森林吸収クレジット制度導入促進モデル事業」を導入し、クレジットの発行に必要な検証費用やモニタリング調査に要する経費等の一部を補助するほか、同制度の普及啓発やクレジットの買い手である企業とのマッチングなどを進めてきた。

24年度には、大王製紙(株)を中心に森林組合やチップ加工業者らで構成する「えひめの木になる紙生産推進グループ」による、県産間伐材を利用したコピー用紙(「えひめの木にな

る紙」)の商品化を支援し、平成25年4月からの販売開始に繋げた。

### 3 環境保全型農林水産業の推進

#### (1) 環境保全型農業の普及浸透

県では、食の安全安心や農村環境の保全に対する関心が高まる中、農業生産と周辺環境の調和に配慮した環境保全型農業の普及浸透を図るため、平成6年3月に「愛媛県環境保全型農業基本方針」を策定し、土づくりや、化学肥料・農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、有機農業及びエコえひめ農産物の生産促進ほか、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理を推進している。

#### (2) 環境と調和した林業の推進

県土の7割を占める本県の森林資源は、戦後植林されたスギ・ヒノキを中心に充実してきており、利用可能な段階になってきている。しかしながら、採算性の悪化に伴う林業生産活動の停滞や林業担い手の不足等により、未整備森林の増加による森林の公益的機能の低下などが懸念されている。

このため、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、森林の環境資源としての役割を重視し、生態系に考慮した林道開設や高性能林業機械を導入した間伐などの森林整備を行うとともに、持続可能な森林の管理や災害に強い山づくりに努めているところである。

さらに、平成17年度からは、森林そ生を加速化させるため、森林環境税を導入するほか、平成18年度からは、生産から加工・流通に至るまでの総合的なコストの縮減を図り、低質材を含め、徹底した木材の利用促進を図る「森林そ生プロジェクト」に取り組んできている。

同プロジェクトにおいては、森林所有者の合意形成を進め、一体的、効率的に間伐を実施する「森林そ生推進団地」の設定や路網の整備、林業機械の導入に対して支援し、団地化に伴うスケールメリットによるコスト縮減等を図り、計画的な間伐、県産材の有効利用、林家所得の向上に努めている。

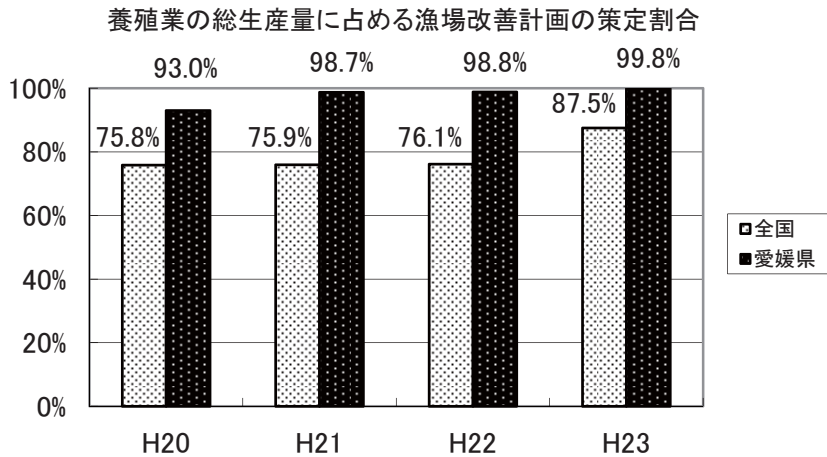
また、間伐等により生産された県産材の有効活用を図るため、木材需要の大半を占める住宅への県産材の提供や木材利用と木造住宅に関する相談窓口の開設など、木造住宅の普及啓発を促進するとともに、林内に放置されている低質材を製紙用原料や化石燃料の代替として発電用燃料として供給することで、木質バイオマスの利用促進による二酸化炭素の削減に努めている。

#### (3) 漁場改善計画の認定率について

漁場改善計画制度は持続的養殖生産確保法（平成11年5月21日法律第51号）における基本方針に基づき、漁業協同組合等が単独又は共同により、自ら対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るために創設されたものであり、過密養殖の是正等養殖漁場改善のための取組を促進するとともに、特定疾病等のまん延を防止するための措置を講じるなど、持続的な養殖生産の確保を図るための必要な事項を定めている。

全国有数の養殖県である本県においては、養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定割合が99.8%（平成23年）となっており、全国割合の87.5%を大きく上回っている。

しかし、漁業協同組合等漁業者単位による認定率となると94.7%（平成23年）となっているため、100%の認定率となるよう、より積極的な参画が望まれる。



## 第2節 環境影響評価の推進

### 1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について、環境保全上、より望ましいものとしていく仕組みであり、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調整を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度である。

従来から、港湾法に基づく港湾計画や、公有水面埋立法に基づく埋立事業については、環境影響評価が実施されていたが、国においては、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価を義務付けるため、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。また、これまでの法施行を通じて浮かび上がってきた課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続オンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部が改正され、平成24年4月1日に一部施行後、平成25年4月1日から完全施行された。併せて、環境影響評価法施行令の一部改正により、平成24年10月1日から、風力発電所の設置の工事の事業が法対象事業として追加施行された。

本県においては、大規模開発行為に関する指導要綱により平成3年8月からゴルフ場及びレジャー施設の設置に対し環境影響評価を義務付けてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月19日に愛媛県環境影響評価条例を公布し、環境影響評価法の施行期日に合わせて同年6月12日から施行した。また、環境影響評価法の一部改正（平成25年4月から完全施行）を受け、愛媛県環境影響評価条例について必要な改正を行い、平成24年10月23日に公布し、同年12月1日から施行した。

### 2 愛媛県環境影響評価条例の概要

#### (1) 対象事業

愛媛県環境影響評価条例の対象となる事業の種類及び規模要件は、表2-5-3のとおりである。

表2-5-3 対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ5km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50t/日以上 処理能力300kℓ/日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上(干潟自然海浜等15ha以上)
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m <sup>3</sup> /時以上又は 平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上

## (2) 評価項目

調査、予測及び評価の項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる表2-5-4に示す環境要素とする。

表2-5-4 調査、予測及び評価の項目

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質 騒音 振動 悪臭 水質 地下水 地盤 土壌 地形・地質 など
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物 植物 生態系 など
人と自然との豊かな触れ合い及び地域の歴史的文化的特性の保全	景観 文化財 触れ合い活動の場 など
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス など

## (3) 評価の観点

環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの観点から評価を行うものとする。

## (4) 事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入している。

環境影響評価手続の全体の流れは、資料編1-3のとおりである。

### (5) 情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り、次のとおり情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図る。

- ① 方法書、準備書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書、事後調査報告書の公告・縦覧
- ② 説明会の開催、公聴会の開催
- ③ 愛媛県環境影響評価審査会の会議の公開
- ④ 事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止、引継の公表
- ⑤ 方法書、準備書について、住民の環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃

### (6) 環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客観性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する愛媛県環境影響評価審査会を設置している。

### (7) 事後フォローアップの充実

すべての事業者に事後調査を義務付け、その結果に応じて必要な環境保全措置が実施されるようにする。

### (8) 実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置をとる。

## 3 環境影響審査の実施

### (1) 愛媛県環境影響評価審査会

学識経験者10人で構成する愛媛県環境影響評価審査会を平成11年6月12日に設置し、環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例の対象事業に係る環境影響評価方法書、準備書等の審査を行っている。

平成24年度は、環境影響評価審査会を表2-5-5のとおり開催した。

表2-5-5 愛媛県環境影響評価審査会の開催状況

開催日	審議事項
平成24年12月21日	僧都ウィンドシステム発電事業 環境影響評価準備書について
平成24年10月22日	1. 僧都ウィンドシステム発電事業 環境影響評価準備書について 2. 残油流動接触分解装置等整備事業 事後調査報告書について

### (2) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業などの規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価手

続の実施を義務付けている。

平成24年度は、株式会社ジャネックスの僧都ウィンドシステム発電事業 環境影響評価準備書について、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の観点から知事意見を述べた。

### (3) 愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

愛媛県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けている。

平成24年度は、太陽石油株式会社の残油流動接触分解装置等整備事業 事後調査報告書について、環境影響評価審査会において審査した結果、「今後とも、排ガス量や排水量の低減、またそれらの処理設備の適正な維持管理など、周辺環境の保全に配慮しつつ、環境改善に可能な限り努めること。」といった意見が得られた。

### (4) 個別法等による環境影響評価等

平成24年度に港湾法、公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法、砕石法等に基づき環境影響評価等が実施され、環境部局が審査した案件は、表2-5-6のとおりである。

表2-5-6 平成24年度環境審査状況

事業	埋立て	大型店舗	岩石採取	計
件数	1	24	24	49